

明るい養老 赤旗日曜版 2017年10月15日 第888号

このビラは、緑の環境を守るため再生紙を利用しています。

発行：日本共産党養老町支部 連絡先：TEL/FAX34-0062（水谷）不在の時は留守電対応にしています

9月議会報告

高中・東中普通教室にエアコン設置

平成31年度設置に向け確かな一歩

水谷議員が先の町議選で公約に掲げ、これまで新年度予算審議や一般質問などを通し要求してきた全小・中学校にエアコン設置の願い。中学校で設置に向けた準備が9月議会の一般会計補正予算に計上されました。

学校環境衛生基準を守って！

文部科学省の「学校衛生基準」では、教室の温度は、25度から28度が望ましいとしています。

近年、地球温暖化の影響もあり夏場の教室室温は、35度を超えており学習に集中できる状況ではありません。

子どもたちの健康を守る環境整備は、最優先課題です。県内においても小・中学校普通教室にエアコンを設置する施策は、ずいぶん進み西濃圏域では、関ヶ原町・養老町のみが未設置の状況でした。

教育長は、「まずは、中学校から設置し小学校へと進めたい。」と述べています。

水谷議員は、「国・県の予算獲得（補助金）のため担当課は、あらゆる努力してほしい。」と述べました。

中学校エアコン設置のに向けた補正予算概要

中学校費 1目：学校管理費

中学校校舎等施設整備事業

自主設計委託料542万1000円

※担当課：新年度予算への補助内定に努力したい

一般会計補正予算の主な事業

○社会保障・税番号制度システム整備事業

416万9000円

※女性活躍施策に対応したマイナンバーシステム整備

○認定こども園整備事業

△3億1853万3000円

※養北認定こども園の事業見直しによる。

○児童発達支援事業所（養北ことばの教室）

77万8000円

※建設に伴う隣家の家屋調査

○森林整備事業調査推進費 84万3000円

※直江の滝 橋の破損整備

○養老改元1300年度プロジェクト事業

△406万9000円

※まぐさの滝次年度に移行

○空き家対策事業費 23万8000円

※10月末～11月に第1回協議会を開催したい。要綱を準備中。

○小学校管理事務 71万3000円

※笠郷小学校教室に23台の石油ストーブの使用料及び賃借料

9月議会放映でのご意見やご感想をお寄せ頂きありがとうございました。議会や水谷議員への叱咤激励、町長・担当課答弁へのご意見も含め議会活動に生かします

このビラは、緑の環境を守るため再生紙を利用しています。

発行：日本共産党養老町支部 連絡先：TEL/FAX34-0062（水谷）不在の時は留守電対応にしています

9月定例議会報告

前号に続き養北認定こども園の一般会計補正予算（定員数150人から100人、病児・病後児保育、子育て支援センターの開設中止）をめぐる設計費1400万3千円を減額する修正案について水谷議員が議会最終日に本会議で行った修正案の賛成討論を全文掲載します。

議会は、町長の追認機関ではない！

子ども・子育て計画は絵に描いた餅

修正案に賛成討論を行います。

平成22年から26年までの5年間を目標にした「町次世代育成支援後期行動計画」、平成27年から31年までを目標にした「町こども子育て支援事業計画」には、全ての子供たちが健康で健やかにみんなで安心して子育てできる町にするとうたっています。

大橋町長が就任されたのが平成22年12月ですので、まさしくこの全ての施策への具現化を計る責任を担われています。

ただ今の修正案は、「町の子育て支援計画を町長自らが後退させることなく推進してほしい。」との願いがあるからです。

「丁寧に説明していきたい。」と昨日の一般質問で何度も答弁されましたが、2016年の1月8日の議会全員協議会。1300年祭や自治町民会議（町長肝いり施策）が町民に伝わらないことから「丁寧な説明をして風通しの良い年にしたい。」と新年の抱負を述べられたことが思い出されます。

丁寧な説明とは、言葉だけではないかと言わざるを得ません。

昨日の一般質問で岩永議員質問には、「直ちに執

行せず。」と答弁。私の質問には、「（議決後）さっそく設計に取り掛かる。」と答弁。全く相反する答弁と受け止めました。

修正案議論を通し丁寧な説明が言葉だけで終わることの無いよう行政機関のチェック機関として町民から付託をうけた議会の役割を果たさなければなりません。議会は、単なる町長の追認機関ではないのですから。

以上を申し述べ修正案の賛成討論とします。

●町長提案に討論し賛成した議員

松永・林・長澤・北倉・

吉田・野村議員

●修正案に討論し賛成した議員

田中・三田・水谷・岩永議員

採決の結果 原案賛成7議員

（議長除く）

耳に逆らう討論連発

討論の目的は、議案に対し議員として賛成・反対を表明するとともに賛否の意思を決めていない議員に自己の意見への賛同を得ることです。

「一部を除き賛成である。」とか「一部を直せば賛成である。」というような条件付き討論はあり得ません。また、冒頭に賛成または、反対を明らかにし討論理由に入らなければなりません。主に原案賛成議員の中に、この点を理解せず討論に立ったり委員長採決に異議を唱えた討論をした議員もあり正さなければなりません。